ロ　大学その他の研究機関　障害者等の福祉の増進並びに自立支援給付及び地域生活支援事業に関する研究

ハ　民間事業者その他の主務省令で定める者　障害福祉分野の調査研究に関する分析その他の主務省令で定める業務（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

(2)　主務大臣は、(1)による利用又は提供を行う場合には、当該匿名障害福祉等関連情報を児童福祉法に規定する匿名障害児福祉等関連情報その他の主務省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができるものとした。（第八九条の二の三第二項関係）

(三)　匿名障害福祉等関連情報の適切な管理

(一)の(1)により匿名障害福祉等関連情報の提供を受け、これを利用する者（(四)において「匿名障害福祉等関連情報利用者」という。）は、匿名障害福祉等関連情報を取り扱うに当たっては、当該匿名障害福祉等関連情報の作成に用いられた障害福祉等関連情報に係る本人を識別するために、当該障害福祉等関連情報から削除された記述等若しくは匿名障害福祉等関連情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名障害福祉等関連情報を他の情報と照合してはならないもの等とすることとした。（第八九条の二の四～第八九条の二の七関係）

(四)　主務大臣による是正命令等

(1)　主務大臣は、匿名障害福祉等関連情報利用者が(三)に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとした。（第八九条の二の九関係）

(2)　(1)の命令等に違反した匿名障害福祉等関連情報利用者については、所要の罰則を定めるものとした。（第一〇九条の二及び第一〇九条の三関係）

4　その他

(一)　介護保険特定施設等に入所又は入居している障害者に係る介護給付費等の支給決定について、その者が当該施設への入所又は入居の前に有した居住地の市町村が行うものとした。（第一九条第三項関係）

(二)　関係市町村長は、都道府県知事に対し、都道府県知事が行う指定障害福祉サービス事業者等の指定等について、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求め、当該通知を受けたときは、市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができるものとした。（第三六条第六項及び第七項並びに第五一条の一九第二項関係）

(三)　都道府県知事は、(二)の意見を勘案し、その指定等を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができるものとし、指定障害福祉サービス事業者等が当該条件に従わない場合又は当該条件に違反したと認められるときは、期限を定めて、当該条件に従うべきことを勧告し、又は指定を取り消し、若しくは期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものとした。（第三六条第八項、第四九条第一項第一号、第五〇条第一項第二号、第五一条の一九第二項、第五一条の二八第一項第一号及び第五一条の二九第一項第二号関係）

二　児童福祉法の一部改正

1　小児慢性特定疾病医療費の支給開始日の見直し

小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給認定は、指定医が当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の小児慢性特定疾病の状態が厚生労働大臣が定める程度であると診断した日、又は当該医療費支給認定の申請のあった日から当該申請に通常要する期間を勘案して政令で定める一定の期間前の日のいずれか遅い日に遡ってその効力を生ずるものとした。（第一九条の三第八項関係）

2　小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の強化

都道府県は、地域における小児慢性特定疾病児童等の実情の把握その他の事業の実施に必要な情報の収集、整理、分析及び評価に関する事業として厚生労働省令で定める事業を行うよう努めるものとした。また、当該事業のほか、小児慢性特定疾病要支援者証明事業（小児慢性特定疾病にかかっている旨その他の厚生労働省令で定める事項を書面その他の厚生労働省令で定める方法により証明する事業をいう。）等を行うよう努めるものとした。（第一九条の二二第二項～第四項関係）

3　小児慢性特定疾病対策地域協議会に関する事項

(一)　都道府県、指定都市及び中核市並びに児童相談所設置市は、関係機関、関係団体並びに小児慢性特定疾病児童等及びその家族並びに小児慢性特定疾病児童等に対する医療又は小児慢性特定疾病児童等の福祉、教育若しくは雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される小児慢性特定疾病対策地域協議会（(二)において単に「協議会」という。）を置くよう努めるものとした。（第一九条の二三第一項関係）

(二)　協議会が置かれた都道府県、指定都市及び中核市並びに児童相談所設置市の区域について難病対策地域協議会が置かれている場合には、両協議会は、相互に連携を図るよう努めるものとした。（第一九条の二三第四項関係）

4　小児慢性特定疾病に関する調査、研究等及び匿名小児慢性特定疾病関連情報の利用又は提供に関する仕組みの創設に関する事項について、一の3に準じた規定を定めることとした。（第二一条の四第二項及び第五項、第二一条の四の二～第二一条の四の六、第二一条の四の八、第六〇条の三並びに第六一条の五第一項関係）

5　障害児の福祉の増進のための調査、分析等及び匿名障害児福祉等関連情報の利用又は提供に関する仕組みの創設に関する事項について、一の3に準じた規定を定めることとした。（第二三条の二〇第五項、第三三条の二二第四項、第三三条の二三の二第一項、第三三条の二三の三第一項及び第二項、第三三条の二三の四～第三三条の二三の七、第三三条の二三の九、第六〇条の三並びに第六一条の五第一項関係）

6　都道府県知事が行う指定障害児通所支援事業者の指定等について、一の4の(二)及び(三)に準じた改正を行うこととした。（第二一条の五の一五第六項～第八項、第二一条の五の二三第一項第一号及び第二一条の五の二四第一項第二号関係）

三　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正

1　目的規定における権利擁護の明確化等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利の擁護を図りつつ、その医療及び保護を行い、障害者総合支援法と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とするものとした。（第一条関係）

2　医療保護入院の入院手続等に関する事項

(一)　医療保護入院を行う精神科病院の管理者及び措置入院等を行う都道府県知事は、その対象者及び医療保護入院の同意をした家族等又は指定医の診察の立会い等を行った家族等に対し、その措置を行う理由及び退院等の請求に関すること等を書面により知らせるものとした。（第二九条第三項、第二九条の二第四項及び第三三条の三第一項関係）

(二)　精神科病院の管理者は、六月以内で厚生労働省令で定める期間の範囲内の期間を定め、医療保護入院を行うことができるものとした。（第三三条第一項関係）

(三)　精神科病院の管理者は、医療保護入院について患者の家族等が同意又は不同意の意思表示を行わない場合に、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の同意により医療保護入院を行うことができるものとした。（第三三条第二項関係）

(四)　精神科病院の管理者は、医療保護入院者であって(1)及び(2)のいずれにも該当する者について、厚生労働省令で定めるところによりその家族等のうちいずれかの者(三)の